

山口県報

平成17年
11月1日
(火曜日)

目次

規則	1
山口県会計規則の一部を改正する規則(会計課)	1
告示	1
瀬戸内海環境保全特別措置法第八条第一項の規定に基づく許可申請の概要(環境政策課)	1
生活保護法の規定に基づく指定医療機関の廃止の届出(厚政課)	3
生活保護法の規定に基づく医療機関の指定(厚政課)	3
生活保護法の規定に基づく指定介護機関の廃止の届出(厚政課)	3
生活保護法の規定に基づく介護機関の指定(二件)(厚政課)	4
保安林の指定(森林整備課)	4
区画漁業権の免許(漁政課)	5
定置漁業権の免許(漁政課)	5
漁業災害補償法第二百五条の六第一項の規定による同意(水産課)	5
公告	5
ふく処理師試験の実施(生活衛生課)	6
契約の締結(雇用・能力開発課)	7
国営農地再編整備事業(豊北地区野地換地区)換地計画書の縦覧(農村整備課)	7
公安委告示	7
銃砲刀剣類所持等取締法第五条の三第一項の講習会の開催	7
山口県会計規則の一部を改正する規則をここに公布する。	



平成十七年十一月一日

山口県知事 二井 関成

山口県規則第四百一十一号

山口県会計規則の一部を改正する規則

山口県会計規則(昭和三十九年山口県規則第五十四号)の一部を次のように改正する。

別表第一山口県菅野ダム管理事務所の項の次に次のように加える。

山口県立柳井工業高等学校

山口県立柳井商工高等学校

別表第一山口県立高森高等学校の項の次に次のように加える。

山口県立徳山工業高等学校

山口県立徳山商工高等学校

別表第一山口県立下関第一高等学校の項の次に次のように加える。

山口県立萩工業高等学校

山口県立萩商工高等学校

附則

この規則は、公布の日から施行する。



山口県告示第五百九十二号

瀬戸内海環境保全特別措置法(昭和四十八年法律第十号)第八条第一項の規定に基づく特定施設の構造等の変更の許可の申請があったので、その概要を次のとおり告示する。

当該特定施設の構造等を変更することが環境に及ぼす影響についての調査の結果に基づき事前評価に関する事項を記載した書面は、平成十七年十一月一日から同月二十一日までの間、山口県環境生活部環境政策課及び光市環境市民部環境保全課において公衆の縦覧に供する。

No. 4 排 水 口	No. 3 排 水 口			No. 2 排 水 口			No. 1 排 水 口			排 水 口	項 目
	変更前	変更後	変更前	変更後	変更前	変更後	変更前	変更後	変更前		
	七・五	"	"	"	"	"	"	"	七・四	通	水素イオン濃度 (水素指数)
	八・五	"	"	"	"	九・五	"	八・五	大	最	
	一一・一	"	"	"	"	一四・二	"	六・七	通	化学的酸素要求量 (mg/l)	
	一五・六	"	"	"	"	一八・八	"	九・六	大		最
	一六・九	"	"	"	"	二三・五	"	一〇・六	通	浮遊物質 量 (mg/l)	
	"	"	"	"	"	四〇	"	三〇	大		最
	三・八	"	"	"	"	"	"	四・五	通	鉍油類 (mg/l)	
	二五	"	"	"	"	六〇	"	二〇	大		最
	六〇	"	"	"	"	一〇一	"	四〇	通	窒素 (mg/l)	
	"	"	"	"	"	〇・四	"	〇・三	大		最
	〇・七	"	"	"	"	〇・八	"	〇・六	通	燐 (mg/l)	
	一八、一九六	一九、〇七五	一五、九七五	一一、六九四	九、七九四	"	五、八三七	七、八四〇	大		最
	二四、七二〇	"	二〇、七二三	"	一一、六九七	"	"	"	大	最	

平成十七年十一月一日

山口県知事 二井 関 成

一 申請者の氏名又は名称及び住所
氏名又は名称 新日鐵住金ステンレス株式会社
住 所 東京都中央区日本橋本石町三丁目二番二号

二 工場又は事業場の名称及び所在地
名 称 新日鐵住金ステンレス株式会社製造本部光製造所
所在地 光市大字島田三四三四番地

三 特定施設の種別
水質汚濁防止法施行令(昭和四十六年政令第百八十八号)別表第一第六十一号の鉄鋼業の用に供するガス冷却洗浄施設、圧延施設、焼入れ施設及び湿式集じん施設、同表第六十三号の三の石炭を燃料とする火力発電施設のうち廃ガス洗浄施設、同表第六十五号の酸又はアルカリによる表面処理施設、同表第七十二号のし尿処理施設並びに同表第七十四号の特定事業場から排出される水の処理施設

四 変更しようとする事項の内容
一 排出水の量を変更することにより、次の表のとおり変更を生じる。
排出水の汚染状態の値及び排出水の量

No. 8 排水口		No. 7 排水口		No. 6 排水口		
変更後	変更前	変更後	変更前	変更後	変更前	変更後
"	"	"	八・二	"	七	"
"	"	"	八・五 七	"	八・五 六	"
"	"	"	二	"	三	"
"	"	"	三	"	五	"
"	"	"	四	"	三〇	"
"	"	"	九	"	"	"
"	"	"	検出せず	"	五	"
"	"	"	二	"	一	"
"	"	"	四	"	二	"
"	"	"	〇・二	"	〇・一	"
"	"	"	〇・四	"	〇・二	"
"	一七六 八八〇	"	一七五 二〇〇	"	〇	"
"	一七八 五六〇	"	一七五 二〇〇	"	六三〇	"

山口県告示第五百九十三号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第五十条の二の規定により、指定医療機関から次のとおり医療機関を廃止した旨の届出があった。

平成十七年十一月一日

山口県知事 二井 関成

名 医	療 称	所 在 地	廃 止 年 月 日
のうまる内科		下関市羽山町二〇番一〇号	平成一七、八、三一
近藤こどもクリニック		山口市幸町三番四九一―二号	" " " "
坂本耳鼻咽喉科医院		" 道場門前二丁目四番一三号	" " " "
松原医院		萩市大字須佐四四四五の一	" " " "
河野医院		柳井市遠崎七	" " " "
かむらクリニク		吉敷郡小郡町大字下郷三〇七の二	" " " "
つばさ薬局		柳井市中央一丁目八番一八号	" " " "

山口県告示第五百九十四号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第四十九条の規定により、医療扶助のための医療を担当させる機関を次のとおり指定した。

平成十七年十一月一日

山口県知事 二井 関成

名 医	療 称	所 在 地	指 定 年 月 日
あかつきクリニック		下関市汐入町三六番二号	平成一七、七、一
城下町こころクリニック		" 長府惣社町一番一四号	" " " "
のうまる内科		" 羽山町二〇番一〇号	" " " "
やまもとクリニック		宇部市大字妻崎開作三二六の二六	" " " "
近藤こどもクリニック		山口市幸町三番四九一―二号	" " " "
松原医院		萩市大字須佐四四四五の一	" " " "
医療法人かむらクリニク		吉敷郡小郡町大字下郷三〇七の二	" " " "
みやび歯科クリニック		山口市江崎二六九九の一	" " " "
つばさ薬局		柳井市中央一丁目八番一八号	" " " "

山口県告示第五百九十五号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第五十四条の二第四項において準用する同法第五十条の二の規定により、指定介護機関から次のとおり介護機関を廃止した旨の届出があった。

平成十七年十一月一日

山口県知事 二井 関成

居宅介護事業者 氏名又は名 称	住所又は主 たる事務所 の所在地	居宅介護事業 所所在地	事業の 種類	廃止年月日
桑陽商事株式 会社	防府市車塚町 三番二二号	防府市車塚町 三番二〇号	福祉用 具貸与	八、 "
有限会社ラン ドケア	下松市西柳二 丁目一番三〇 号	周南市千代田 町六番三三 号	訪問介 護	平成一七、 五、三二
のり介護ス テーション	周南市大字大 島六三七の二	周南市大字大 島六三七の二	訪問介 護	平成一七、 八、"

山口県告示第五百九十六号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十四条の二第一項の規定により、
介護扶助のための居宅介護を担当させる機関を次のとおり指定した。

平成十七年十一月一日

山口県知事 二井 関 成

居宅介護事業者 氏名又は名 称	住所又は主 たる事務所 の所在地	居宅介護事業 所所在地	事業の 種類	指定年月日
有限会社ラン ドケア	下松市西柳二 丁目一番三〇 号	下松市西柳二 丁目一番三〇 号	訪問介 護	平成一七、 六、一
社会福祉法人 幸寿会	熊毛郡平生町 大字平生町五 の一七	熊毛郡平生町 大字平生町五 の一七	"	九、 "
医療法人吉利 医院	下関市後田町 一丁目八番一 七号	下関市後田町 一丁目八番一 七号	訪問看 護	八、 "
社会福祉法人 白鳩学園	周南市大字大 島六三七の二	周南市大字大 島六三七の二	通所介 護	九、 "
有限会社オー バービスセン ター	山陽小野田市 大字東高泊一 九一五の二五	山陽小野田市 中川四丁目四 番一号	"	六、 "
カナエ技研株 式会社	熊毛郡平生町 大字平生町五 〇五の八二	熊毛郡平生町 大字平生村五 七二の八	"	九、 "

居宅介護支援事業者 氏名又は名 称	主たる事務所 の所在地	居宅介護支援事業 所所在地	指定年月日
社会福祉法人 博愛会	山口市大字黒 川三三三三	グループホー ム山口あかり 川三三三三	平成一七、 一〇、一
社会福祉法人 白鳩学園	周南市大字大 島六三七の二	白鳩老人グ ループホーム 島六三七の二	九、 "

山口県告示第五百九十七号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十四条の二第一項の規定により、
介護扶助のための居宅介護支援計画の作成を担当させる機関を次のとおり指定した。

平成十七年十一月一日

山口県知事 二井 関 成

居宅介護支援事業者 氏名又は名 称	主たる事務所 の所在地	居宅介護支援事業 所所在地	指定年月日
ケアパートナー 株式会社	東京都港区港南 二丁目一六番一 号	ケアパートナー 防府居宅介護支 援事業所 防府市本橋町一 七番一六号	平成一七、 一〇、一
有限会社メディ カルサービス	周南市須々万本 郷二四六〇の五	有限会社メディ カルサービス・ 居宅介護支援事 業部門 周南市大字須々 万本郷二四六〇 の五	九、 "
カナエ技研株 式会社	熊毛郡平生町大 字平生町五〇五 の八二	お茶の間社会福 祉士事務所 熊毛郡平生町大 字平生村五九〇 の四	"

山口県告示第五百九十八号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条の二第一項の規定により、保
安林を次のように指定する。

平成十七年十一月一日

山口県知事 二井 関 成

- 一 保安林の所在場所
下関市豊北町大字粟野字横畑一六六八の一から一六六八の五まで
阿武郡阿東町大字生雲中字棚田七三、字畑二二八四
- 二 指定の目的

水源のかん養

三 指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

- 1 主伐に係る伐採種は、定めない。
- 2 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- 3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

次のとおりとする。
 (「次のとおり」は、省略し、その関係書類を山口県農林部森林整備課並びに係る市役所及び町役場に備え置いて縦覧に供する。)

一 保安林の所在場所

- 下関市豊浦町大字室津上字古殿一三五の一、一六二の二、豊浦町大字室津下字古殿一五三の一、一五四の一、一五五の一、一五七の一、三三四の一、三三四の二、字道ケ迫一五六

二 指定の目的

土砂の流出の防備

三 指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

- 1 主伐に係る伐採種は、定めない。
- 2 主伐として伐採をすることができる立木は、下関市森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- 3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

次のとおりとする。
 (「次のとおり」は、省略し、その関係書類を山口県農林部森林整備課及び下関市農林水産部農林整備課に備え置いて縦覧に供する。)

山口県告示第五百九十九号

区画漁業権の免許の内容たるべき事項及び申請期間等に関する告示(平成十七年山口県告示第四百十四号)に係る漁業権につき、次のとおり漁業法(昭和二十四年法律第二

百六十七号)第十条の規定による免許をした。

平成十七年十一月一日

山口県知事 二井 関成

免許番号

漁業権者の住所及び名称

- 区第三千四号 下関市伊崎町一丁目四番二四号 山口県漁業協同組合
 区第二百八十九号 " " " " "

山口県告示第六百号

定置漁業権の免許の内容たるべき事項及び申請期間等に関する告示(平成十七年山口県告示第四百十五号)に係る漁業権につき、次のとおり漁業法(昭和二十四年法律第二百六十七号)第十条の規定による免許をした。

平成十七年十一月一日

山口県知事 二井 関成

免許番号

漁業権者の住所及び名称

- 定第九号 下関市伊崎町一丁目四番二四号 山口県漁業協同組合

山口県告示第六百一号

漁業災害補償法(昭和三十九年法律第五十八号)第二百二十五条の六第三項において準用する同法第二百五条の二第三項の規定による届出を審査した結果、次の加入区及び区分について同法第二百二十五条の六第一項の規定による同意があったと認めた。

平成十七年十一月一日

山口県知事 二井 関成

加 入 区	区	分
王司、王喜加入区 厚狭加入区	のり等養殖業(のり養殖業)	"



(五七八) ふく処理師試験の実施

ふくの処理の規制に関する条例(昭和五十六年山口県条例第一号。以下「条例」といふ。)(第十六条の規定により、ふく処理師試験を次のとおり実施します。

平成十七年十一月一日

山口県知事 二井 関 成

一 試験の日時及び場所

(一) 学科試験

1 日時

平成十八年二月二日(木曜日)午前十時から正午まで

2 場所

山口市滝町一番一号
山口県庁職員ホール

(二) 実技試験

1 日時

平成十八年二月二十三日(木曜日)午前九時から

2 場所

山口市富田原町一番一八号
財団法人山口県学校給食会

二 受験資格

学科試験にあつては、学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)第四十七条に規定する者(条例附則第四項の規定により同条に規定する者とみなされる者を含む。)(で、三年以上ふくの処理の業務に従事したものであること。

実技試験にあつては、学科試験に合格した者であること。

三 受験願書の受付期間

平成十七年十二月五日(月曜日)から平成十八年一月四日(水曜日)まで(郵送の場合、一月四日までの消印のあるものは、有効とする。)(

四 受験願書等の提出先

五 提出書類等

(一) 受験願書

(二) 履歴書

(三) 写真(縦三・六センチメートル、横二・四センチメートルとし、出願前六月以内に撮影した無帽、正面向き及び上半身像のものとする。)(

(四) 最終学校の卒業証明書(氏名が卒業証明書記載の氏名と異なる場合は、戸籍の謄本又は抄本を添付すること。)(

(五) ふく処理業務従事証明書

(六) ふくの処理の規制に関する条例施行規則(昭和五十六年山口県規則第五十号)第十一條第四項の規定により学科試験が免除される者にあつては、(四)及び(五)に掲げる書類に代えて学科試験に合格したことを証する書類

六 受験手数料

一万五百二十円に相当する山口県収入証紙を受験願書の所定の欄にはること。この収入証紙には、消印をしないこと。

七 合格者の発表等

(一) 合格者の発表日等については、試験当日通知する。

(二) 試験の得点の開示は、山口県環境生活部生活衛生課において行うので、試験の得点の開示を受けようとする受験者は、合格者の発表日以後、受験票を提示してその旨を知事に申し出ること。

八 その他

(一) 受験願書等の請求は、最寄りの保健所又は山口市滝町一番一号 山口県環境生活部生活衛生課にすること。郵便で請求する場合は、封筒の表に「ふく処理師試験受験願書等請求」と朱書きし、百二十円分の切手をはったあて先明記の返信用封筒(縦三十センチメートル以上、横二十一センチメートル以上のもの)を同封すること。

区分	提出先
県内にふくの処理の業務に従事する事業所(以下「事業所」という。)(がある者	事業所の所在地を所管する保健所
県内に事業所がない者で、県内に住所があるもの	住所地を所管する保健所
県内に事業所及び住所がない者	山口県環境生活部生活衛生課(山口市滝町一番一号)(郵便番号七五三-八五〇-一)(

(二) この試験についての問合せは、最寄りの保健所又は山口県環境生活部生活衛生課(電話〇八三一九三三―二九七四)にすること。郵便で問い合わせる場合は、往復はがきを使用するか、又は八十円分の切手をはったあて先明記の返信用封筒を同封の上すること。

(五七九) 契約の締結

次のとおり一般競争入札の方法により契約を締結しました。

平成十七年十一月一日

山口県知事 二井 関成

- 一 事務を担当する出先機関の名称及び所在地
山口県立東部高等産業技術学校 周南市瀬戸見町一五番一号
- 二 落札に係る物品の名称及び数量
普通旋盤 十台
- 三 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 四 落札者を決定した日
平成十七年十月六日
- 五 落札者の名称及びその主たる事務所の所在地
株式会社山陽機械センター 周南市築港町五番一号
- 六 落札金額
二千九百二十九万五千元
- 七 入札公告日
平成十七年八月二十六日
- 八 その他
 - (一) 契約担当者
山口県立東部高等産業技術学校長 吉本 俊夫
 - (二) 調達方法
購入
 - (三) 落札方式
最低価格

(五八〇) 国営農地再編整備事業(豊北地区野地換地区)換地計画書の縦覧
土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第八十九条の二第一項の規定により、国営農地再編整備事業の施行に係る豊北地区野地換地区の換地計画を定めたので、同条第四項において準用する同法第八十七条第五項の規定により、次のとおり縦覧に供します。

平成十七年十一月一日

山口県知事 二井 関成

- 一 縦覧に供する書類
国営農地再編整備事業(豊北地区野地換地区)換地計画書の写し
- 二 縦覧の期間
平成十七年十一月二日から同月二十一日まで
- 三 縦覧の場所
山口県農林部農村整備課



山口県公安委員会告示第六十六号

銃砲刀剣類所持等取締法(昭和三十三年法律第六号。以下「法」という。)第五条の三第一項の規定により、講習会を次のとおり開催する。

平成十七年十一月一日

山口県公安委員会

- 一 講習会の受講対象者
 - (一) 初心者講習会
法第四条第一項第一号の規定による許可を受けようとする者
 - (二) 経験者講習会
法第七条の三第二項の規定による許可の更新を受けようとする者
- 二 講習会開催の日時及び場所
 - (一) 初心者講習会

開催の日時	開催の場所

平成十七年十一月一日印刷

発行人所

山口県知事

定価一箇月 金二千七百円(送料共)

<p>平成一八、 一、二〇 午後一時</p>	<p>平成一八、 一、二六 午後一時</p>	<p>平成一八、 二、九 午後一時</p>	<p>開 催 の 日 時</p>	<p>平成一八、 二、一六 午前二〇時</p>
<p>山口県長府警察署</p>	<p>山口県警察本部</p>	<p>山口県玖珂西警察署</p>	<p>開 催 の 場 所</p>	<p>山口県警察本部</p>

(二) 経験者講習会

” ”
一、九
七 五
” ”